

○金融庁告示第 号

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和 年 月 日）第六十二条第一項第二号の規定に基づき、金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者等を次のように定め、令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

第一条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第六十二条第一項第二号に規定する金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 資本関係に照らし当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する次に掲げる法人の役員又は使用人
- イ 当該金融サービス仲介業者の特定関係法人
- ロ 当該金融サービス仲介業者を特定関係法人とする法人（イに掲げる法人を除く。）

ハ イに掲げる法人の特定関係法人（当該金融サービス仲介業者並びにイ及びロに掲げる法人を除く。

）

ニ イ又はロに掲げる法人を特定関係法人とする法人（当該金融サービス仲介業者並びにイからハまでに掲げる法人を除く。）

二 当該金融サービス仲介業者との間で、常務に従事する役員又は使用人の兼職、出向、転籍その他の人事交流を行っている法人の役員又は使用人

三 その他設立の経緯又は取引関係に照らし当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有すると認められる法人の役員又は使用人

2 前項第一号に規定する特定関係法人とは、次に掲げる者であつて、その保有する一の法人の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数を合算した数）が、当該法人の総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者（以下「総株主等」という。）の議決権

の百分の二十五以上の数となるもの（法人に限る。当該法人の議決権を保有しない者を含み、当該法人を除く。）をいう。

一 当該法人の議決権の全部又は一部を保有する一の者

二 前号に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者

三 前号に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者

四 第一号に掲げる者により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人

五 当該法人又は前号に掲げる者により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人

六 第二号に掲げる者により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有される法人（第一号に

掲げる者を除く。）

（保険媒介業務を行うことができる保険の範囲）

第二条 府令第六十二条第一項第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次に掲げるもの（金融サービ
スの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十八条に規定する保険契約に係る保険
を除く。）とする。

一 保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第四項第二号に掲げる保険

二 被保険者に係る次に掲げる事由に関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険（入院に関し一日当たりの保険金額（以下この号において「入院給付日額」という。）が設定されているものに限る。）（第四号において「医療保険」という。）であつて、被保険者の死亡に関する保険金の額が入院給付日額の百倍を限度とするもの

イ 疾病にかかったこと。

ロ 出産

ハ 保険業法第三条第四項第二号ホに規定する治療を受けたこと。

三 被保険者が次に掲げる事由を直接の原因として常時の介護を要する身体の状態となつたことに関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険（次号において「介護保険」という。）であつて、被保険者の死亡に関する保険金の額が既に払い込まれた保険料の合計額又はこれに準じて計算された額を限度とするもの

イ 疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと。

ハ 出産

ニ 老衰

四 その他被保険者に係る保険業法第三条第四項第二号イからホまでに掲げる事由に関し一定額の保険金を支払うこと及び被保険者の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約する保険であつて、被保険者の死亡に関する保険金の限度額が前二号に掲げるものに準ずるもの（医療保険及び介護保険を除く。）

五 保険業法第三条第五項第一号又は第三号に掲げる保険